

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	遊泳用プール開設許可		
根 拠 法 令 名	滋賀県遊泳用プール条例 (昭和 51 年滋賀県条例第 14 号)	(条項) 第 3 条第 1 項	
基 準 法 令 名	滋賀県遊泳用プール条例 (昭和 51 年滋賀県条例第 14 号)	(条項) 第 4 条第 1 項	
	滋賀県遊泳用プール条例施行規則 (昭和 51 年滋賀県規則第 12 号)	(条項) 第 3 条	
所 管 部 署	健康福祉部 保健所 衛生課 生活衛生係		
標準処理期間	1 4 日	法定処理期間	—
【審査基準】 ・ 文書の名称【 開設許可等事務処理実務マニュアル【遊泳用プール編】 】 ・ 掲載図書等【 】 ・ 内容 ☐ 全部記載 ☒ 一部・項目のみ記載 [遊泳用プールの開設許可基準] 遊泳用プールの開設許可は、滋賀県遊泳用プール条例第 4 条第 1 項及び滋賀県遊泳用プール条例施行規則第 3 条に規定する許可基準に適合すること並びに上記文書に定める基準に則り審査するものとする。 なお、当該文書については、担当課の事務所に備え置く。 ただし、同施行規則第 3 条の規定により、貯水槽の水に温泉水等を使用する場合において、保健衛生上支障がないと認めるときは、許可基準の一部を適用しないことができる。			

参考

[根拠法令]

《滋賀県遊泳用プール条例》

(許可等)

第 3 条 遊泳用プールを開設しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校および同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校ならびに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園において、専ら当該学校、専修学校および各種学校ならびに幼保連携型認定こども園の幼児、児童、生徒および学生ならびに園児を対象とする遊泳用プールについては、この限りでない。

[基準法令]

《滋賀県遊泳用プール条例》

(許可基準)

第 4 条 知事は、前条第 1 項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る構造設備が次の各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、同項の許可を与えないことができる。この場合において、知事は、理由を付した書面をもつて、当該申請者にその旨を通知しなければならない。

- (1) 貯水槽は、不浸透性材料を用い、給排水および清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造とし、周囲にオーバーフロー溝を設けること。
- (2) 遊泳者の見やすい場所に水深を明示すること。
- (3) プールサイドは、不浸透性材料を用い、水際の部分は滑り止めの構造とすること。
- (4) 通路は、不浸透性材料を用い、滑り止めの構造とすること。
- (5) 給水設備は、給水管に貯水槽の水が逆流しない構造とすること。
- (6) 排水設備は、貯水槽からの排水が短時間に行える能力を有すること。
- (7) 更衣所および便所は、男子用および女子用に区別して設け、外部から見通せない構造とすること。
- (8) 応急措置のできる設備を有する救護所を設けること。
- (9) 遊泳用プール全体が見渡せる位置に適当な数の救命具を備えた監視所を設けること。
- (10) その他規則で定める事項

《滋賀県遊泳用プール条例施行規則》

(許可基準)

第 3 条 条例第 4 第 1 項第 10 号に規定する規則で定める事項は、別表第 1 のとおりとする。ただし、貯水槽の水に温泉水等を使用する場合において、知事が常時清浄な温泉水等が流入し、清浄度が保てる構造であると認めるときは、この基準の一部を適用しないことができる。

別表第 1 略

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。